

# 新型コロナウイルス感染症対応フローチャート 【教職員用】

## 風邪の症状等がある場合 (次のどれかにあてはまる場合※1)

- ・ 「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱※2等の強い症状」のいずれかがある場合
- ・ 「基礎疾患※3」があり、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合
- ・ 「味覚障害や嗅覚障害等の症状」があり「体調がすぐれない」場合

※1 かかりつけ医や一般の医療機関を受診してください。

注意：①明らかに既往症が原因でこの条件に当てはまる場合はこのフローチャートは適用しません。

※2 症状には個人差があるので、平熱とあわせて判断すること。なお、37.5度以上あればかかりつけ医か一般医療機関を受診してください。

※3 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）などがある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者。

### ●総務課総務企画係（059-368-1711）に連絡する。

★夜間・休日は代表 059-386-1031 守衛

### ●登校せず、まずは医療機関にて受診する。

- ① 陽性が判明した場合：保健所の指示により自宅待機とする。
- ② 濃厚接触者：同様に保健所の指示により自宅待機とする。
  - ・ 陽性判明者と接触した日を0日として、翌日から5日間（6日目解除）自宅待機となります。
  - ・ ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校可能とする。
- ③ 自宅待機中は外出を避ける。どうしても外出が必要な場合は可能な限りマスクを着用する。

★ 受診の際に指示が出た場合：その旨を総務課総務企画係（059-368-1711）に報告する。

出勤可能日がわかり次第、総務課総務企画係(059-368-1711)に連絡する。

出勤後、人事給与係にて諸手続きを行う。

### ●かかりつけ医や一般の医療機関が受診できなかった場合

かかりつけ医がない場合等は「受診・相談センター（各保健所）」に電話で相談の上、指示に従う。

#### 受診・相談センター連絡先（三重県）

(1) 9時から21時まで（土・日・祝日も対応）

- ・ 桑名保健所 0594-24-3619
- ・ 四日市市保健所 059-352-0594
- ・ 鈴鹿保健所 059-392-5010
- ・ 津保健所 059-223-5345
- ・ 松阪保健所 0598-50-0518
- ・ 伊勢保健所 0596-27-5140
- ・ 伊賀保健所 0595-24-8050
- ・ 尾鷲保健所 0597-23-3456
- ・ 熊野保健所 0597-89-6161

(2) 21時から翌9時まで

- ・ 三重県救急医療情報センター 059-229-1199

★ 相談後に指示が出た場合：総務課総務企画係（059-368-1711）に報告する。

医療機関受診  
不可等の時